

(別紙)資格認定申請について

申請期限:令和8年3月31日(火)

対象期間中に婚姻したものの、住宅建設もしくは、リフォーム等を次年度に予定しており、本年度中に補助すべき費用が発生しない場合には、資格認定申請をしていただくことにより、次年度、実際に費用が発生した際に、継続補助を受ける権利を確保することができます。

次年度継続補助を受けるための資格認定申請は、必ず、本年度中の申請が必要です。ご注意ください。

提出書類:米沢市結婚新生活支援事業費補助金資格認定申請書

(戸籍全部事項証明書等の添付が必要です。詳しくは、上記申請書をご覧ください、)

(例)令和7年12月1日に結婚し、住宅建設は、令和8年6月を予定している場合

【令和7年度の結婚新生活支援事業補助金対象婚姻日・・・令和7年1月1日～令和8年3月31日】

→令和8年度に、米沢市結婚新生活支援事業補助金を申請することは不可。

令和7年度であれば、対象婚姻期間となるが、住宅建設契約手続き等は、令和8年4月以降になってしまうため、令和7年度中に補助してもらうべき住宅費がない。

そのような時は、、、

令和7年度中に、資格認定を申請し、資格認定されれば、令和8年度、継続補助枠で補助金の申請をすることが可能となります。

令和8年4月に住宅建設の契約を完了させた後で、令和8年度、新たに継続補助者として、補助金申請をしてもらうことで住宅建設費への補助受給が可能となります。

<注意点>

令和8年度に補助金を受給するためには、改めて補助金申請をすることが必要です。また、令和7年度中に米沢市結婚新生活支援事業補助金の資格認定を受けても、令和8年度の当該補助金受給が確保されるものではありません。(令和8年度に、当該補助金の予算が確保できない場合には、令和8年度に申請していただけない可能性もございますので、御了承ください。)